

II-4

| 中期目標 | 中期計画 |
|--|--|
| <p>4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、地方公共団体が単独で実施することが困難な場合において、東日本大震災復興特別区域法又は福島復興再生特別措置法に基づき当該地方公共団体から委託される業務並びに当該地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を適切に行うこと。</p> | <p>4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、地方公共団体が単独で実施することが困難な場合において、東日本大震災復興特別区域法又は福島復興再生特別措置法に基づき当該地方公共団体から委託される業務並びに当該地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を適切に行う。</p> |

中期目標期間における取組

➤ **東日本大震災からの復興に係る業務の実施**

① 現地復興支援体制の強化

- ・ 震災直後の平成23年4月の17名体制から、仙台市及び盛岡市に事務所を設置しバックアップ体制を整備するなど、平成25年度（平成26年3月1日時点）には332名体制まで強化。

○現地復興支援体制【計 332名】（平成26年3月1日時点）

<個別地区の事業化支援>【161名】

- ・ 現地(12市町)に専任チームを配置し、個別地区の事業を推進。
- ・ 地権者合意形成支援、事業計画策定支援等のコーディネート業務を受託し、専任職員を配置。
- ・ 復興住宅工事事務所を設置し、住宅工事監理を実施。

<地方公共団体への職員派遣>【5名】

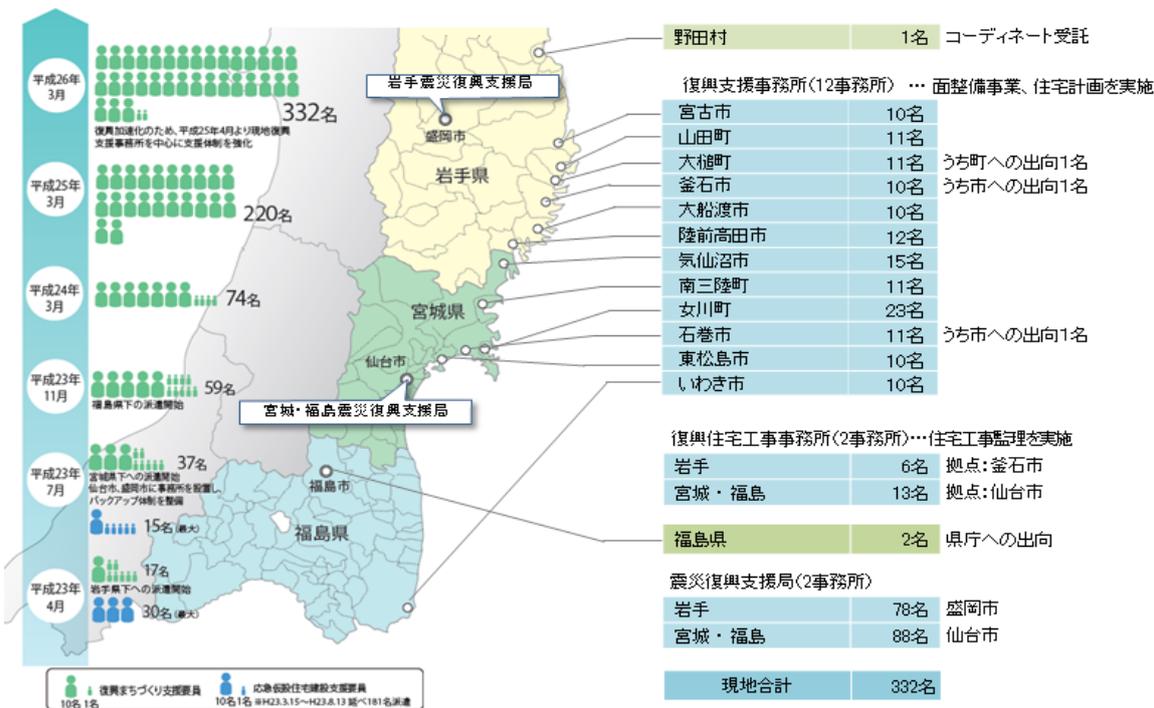
- ・ 派遣要望があった1県2市1町に職員を派遣し、市町村の復興整備計画策定等の技術支援を実施。

<震災復興支援局>【166名】

- ・ 復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進。
 - ▶岩手震災復興支援局（盛岡）【78名】
 - ▶宮城・福島震災復興支援局（仙台）【88名】

【図表 II-4-1】

復興まちづくり支援要員の推移と現地復興支援体制(平成26年3月1日現在)



② 被災された方へのUR賃貸住宅の提供

- 被災された方が一定期間無償にてお住まいいただけるUR賃貸住宅を順次提供。
平成25年度末時点 入居戸数：339戸（延べ970戸）
- 被災者のコミュニティの維持、地方公共団体による支援等を考慮して、一定のまとまった戸数を確保できる関東地域の団地を中心に選定しており、被災者への支援策についても地方公共団体と協議を実施している。

③ 応急仮設住宅建設用地等の提供

- 被災公共団体の要請に基づき、事業地区用地約8haを応急仮設住宅建設用地等として無償※で提供。

※いわきニュータウン地区は平成25年7月1日より有償

<被災地における用地等の提供の状況>

| | |
|---------------------|---|
| 宮城県仙台市 (あすと長町地区) | 応急仮設住宅建設用地：約0.74ha (平23/3/28提供、233戸、4/30から入居開始) 応急仮設住宅(福祉仮設住宅)建設用地：約0.64ha (平23/5/27提供、6/8着工、9室/棟を複数棟) |
| 福島県いわき市 | 応急仮設住宅建設用地：約6.87ha |

II-4 東日本大震災の復興に係る業務

| | |
|----------------------|--|
| (いわきニュータウン地区) | (平 23/3/29 から順次用地を提供。5/13 から一部入居開始。 着工した計 475 戸全てが竣工、ほぼ入居完了。) |
| 岩手県盛岡市 (盛岡南新都市地区) | 仮住まい住宅：25 戸 (平 25/4/1 に盛岡市へ無償譲渡) |

④ 応急仮設住宅建設支援要員等の派遣

- ・ 国土交通省からの要請に基づき、岩手・宮城・福島 の 3 県に延べ181名、最大30名体制で職員を応急仮設住宅建設支援要員として派遣（平成23年 3 月17日～平成23年 8 月13日）。また、応急仮設住宅建設のための業務支援として、候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等を実施。
- ・ 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険度判定」を担当する職員 3 名を被災宅地危険度判定士として仙台市に派遣（平成23年 4 月18日～平成18年 4 月23日）。

⑤ 復興計画策定支援

- ・ 岩手、宮城、福島各県知事の要望・要請を受けた国土交通大臣からの要請に基づき、被災市町村等に職員を派遣し、被災市町村における復興計画策定等の技術的支援を実施。
- ・ 1 県・18市町村に延べ56名を派遣（平成25年度末時点）

⑥ 復興まちづくり支援

- ・ 22の被災公共団体と復興まちづくりを協力して推進するための覚書、協定等を締結。
＜覚書、協定等を締結した公共団体＞
岩手県：野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
宮城県：気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、
名取市
福島県：福島県、新地町、桑折町、大熊町、いわき市、須賀川市、鏡石町
- ・ 被災公共団体からの委託又は要請を受けた地区について、復興市街地整備事業、災害公営住宅の整備を機構が支援。
- ・ 事業の実施に当たっては、大規模な区画整理事業を多数施行してきた機構のノウハウを活かし、地元のニーズをくみ取った土地利用計画を策定。これに加え、土地利用計画に手戻りを生じさせない高い合意形成力を活かし、当計画に基づく工事を仮換地前に地権者承諾を得て着手することにより、早期着工を実現。
- ・ 段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注する方式（CM方式）を機構が先導的に導入（平成24年度）。これにより、契約手続きの簡素化・期

II-4 東日本大震災の復興に係る業務

間短縮、民間ノウハウの活用による工期短縮及びオープンブック方式による透明性と地元参入確保を可能とし、事業が効率的にスピードアップ（平成25年度末：12市町、19地区で導入）。

- ・コミュニティ形成に配慮したまちづくりや地場産業の復興に資する公営住宅の整備を実施。
- ・CM方式のより確実に精度の高い業務運営や業務量の軽減等に向け、機構・学識経験者・民間業界団体を委員とする「マネジメントを活用した事業推進検討会」を設置し、課題分析と改善方策の検討、取組みを発展・充実させるための方策を検討した。

支援実績（平成25年度末時点）

【復興市街地整備事業】

- ・15市町村から委託を受け、24地区で事業計画を策定、12市町22地区で事業を実施。
- ・7地区（11.6ha）で整備完了。

【災害公営住宅整備】

- ・15市町50地区（3,258戸）からの建設要請を受け、調査・設計を実施。
＜35地区（1,577戸）で着工、うち5市町6地区（365戸）が完成。＞
- ※ コンストラクション・マネジメント方式（CM方式）による事業の加速化及び個別地区の事例についてはコラム参照。

次期中期目標期間における見通し

① 現地復興支援体制

復興の更なる加速化のため、平成26年4月1日付けで、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部）の2本部体制に組織を改編。また、平成26年6月1日付けで、現地復興支援体制を401名に強化。

○現地復興支援体制【計 401名】

＜個別地区の事業推進＞【202名】

- ・現地（12市町）に復興支援事務所を設置（復興市街地整備事業、住宅計画を実施）
- ・復興住宅工事事務所（3事務所）を新設（住宅工事監理を実施）

＜地方公共団体への職員派遣＞【6名】

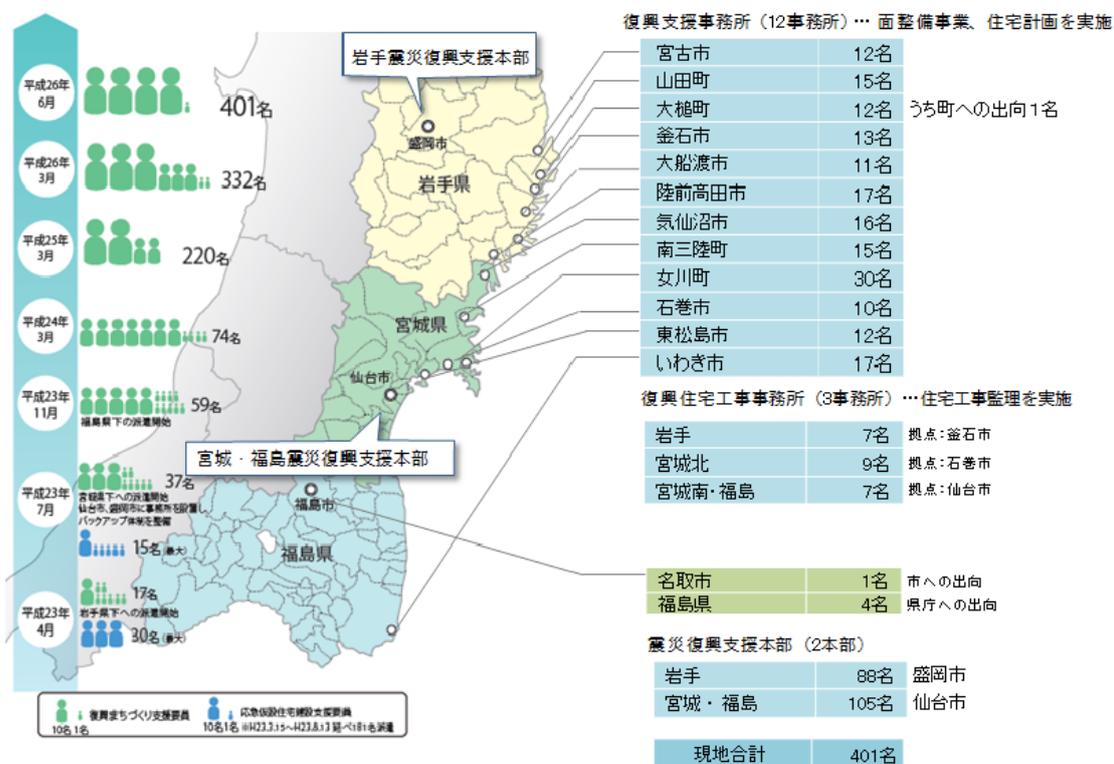
- ・派遣要望のあった1県1市1町に職員を派遣

＜震災復興支援本部＞【193名】

- ・復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進
 - ▶岩手震災復興支援本部（盛岡）【88名】
 - ▶宮城・福島震災復興支援本部（仙台）【105名】

【図表 II-4-2】

復興まちづくり支援要員の推移と現地復興支援体制(平成26年6月1日現在)



② 復興まちづくり支援

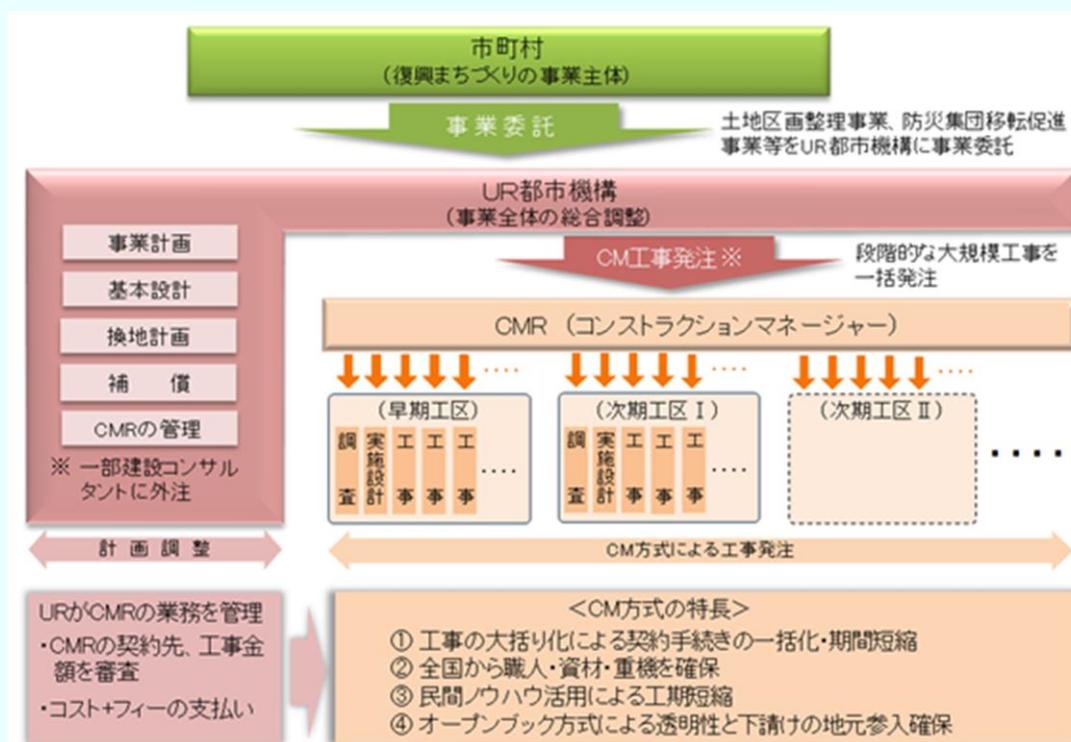
- ・ 22の被災公共団体と復興まちづくりを協力して推進するための覚書、協定等を締結。
- ・ 復興市街地整備事業15市町村24地区、災害公営住宅整備15市町50地区 (3,258戸) について、支援を実施。

コラム

復興市街地整備事業におけるCM方式の活用

※CM方式（コンストラクションマネジメント方式の略）

機構では、震災復興市街地整備事業の早期着手及びスピーディーで円滑な事業推進のため、民間との適切な連携及び役割分担の下、工事に関連する調査、測量、設計及び施工の一体的マネジメントやオープンブック方式などの新たな仕組みを一体化した入札契約方式（CM方式）により、復興事業を推進している。（平成25年度末で女川町など12市町19地区で契約済。）



CM方式による工事のスピードアップ



コラム

区画整理事業の経験、ノウハウを活かした事業スケジュールの前倒し

土地区画整理事業においては、権利者が多数に上るため、通常は合意形成が完了し事業後の権利関係が確定するまで工事着手ができない。

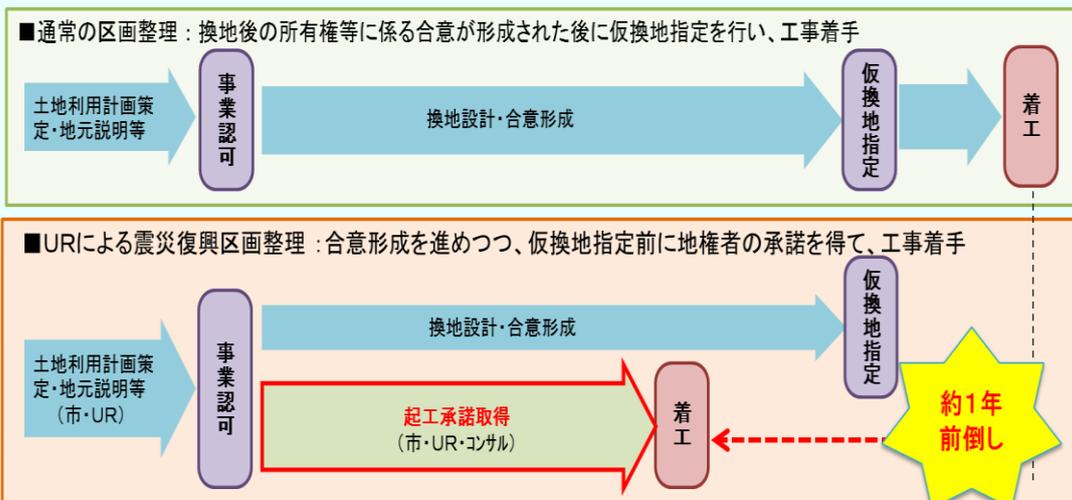
機構は、これまで大規模な区画整理事業を多数施行してきたノウハウを活かし、土地利用計画に基づく工事を仮換地前に地権者承諾を得て着手することにより、早期着工、事業スケジュールの前倒しを実現。

○土地区画整理事業上の原則

- 土地区画整理事業地区が広大で地権者が多数。
- 合意形成が完了し事業後の権利関係が確定する仮換地指定まで工事着手できない。

○OURのノウハウに基づく特別な取組み

- 大規模な区画整理事業を多数施行してきたURのノウハウを活かし、
 - ① 地元のニーズをくみ取った土地利用計画の策定
 - ② 土地利用計画に手戻りを生じさせない高い合意形成力
 により、仮換地前に地権者承諾を得て工事着手
 (起工承諾)

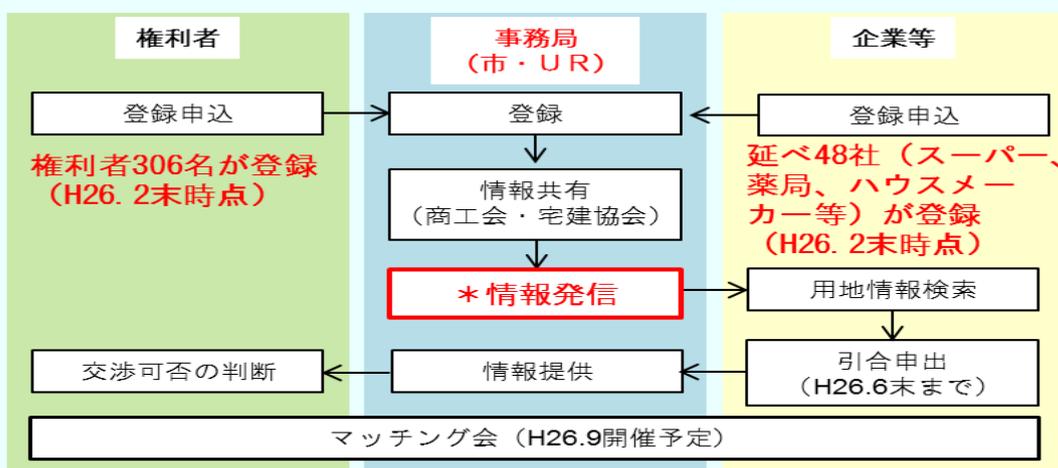


コラム

早期土地活用の促進のための地権者と企業のマッチング（気仙沼市鹿折地区）

国道や駅に近接した既成市街地である気仙沼市鹿折地区においては、復興市街地整備事業の実施に加え、機構による産業誘致の取組（気仙沼モデル）として、面整備後の土地活用の支援（復興まちづくり事業者エントリー制度）などの取組により、地域の中心核としてふさわしい機能の早期立地を促進している。今後、他地区でも類似の取組を展開していく。

復興まちづくり事業者エントリー制度



* 市及びURの企業向け発信ツールを活用

換地の誘導、専門家派遣、事例紹介

- ・ 水産業を核とした6次産業化等
- ・ 中心市街地再生



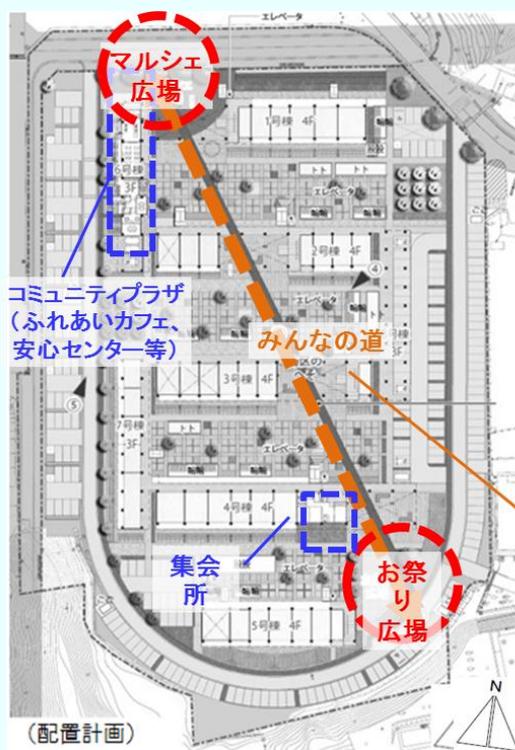
コラム

コミュニティ形成に配慮したまちづくり（女川町陸上競技場跡地地区）

女川町陸上競技場跡地地区においては、着工から11か月で200戸の災害公営住宅を整備。その際、入居者間のコミュニティを育む様々な工夫を盛り込み、一戸建て住宅での生活に慣れた居住者に、会話を交わしやすい環境を創出した。

- ・地域コミュニティの拠点となる『コミュニティプラザ』の併設
- ・『マルシェ広場』と『お祭り広場』をつなぐ『みんなの道』を整備
- ・広く取られた緑豊かな中庭をはじめ、エントランスなど至る所にベンチを設置

所在地：宮城県牡鹿郡女川町
敷地面積：約2.3ha
構造階数：RC造 3～4階建
戸数：200戸（2K～4LDK）
スケジュール：平成26年3月28日竣工
入居開始



中庭で談笑する居住者



みんなの道（※イメージ）

コラム

地場産業の振興 ^{おがくち} (大槌町大ケロ地区)

大槌町大ケロ地区においては、災害公営住宅を建設に当たって、町の要望を受け、地元産材の使用を企画提案の条件とし事業者を募集。その際、地元企業の活用や地元産材の使用量に応じて加点する方式を採用した結果、木材の6割は大槌町産材、設計、工事（一部）で県内、町内の事業者を活用することとなり、地元産材・地元事業者を活用した地域貢献に寄与することとなった。

また、周囲との調和を図る低層住棟、木のぬくもりを感じられる和風住宅とすることで、地域のシンボルとしての景観形成を図った。



| | |
|--------|---|
| 所在地 | : 岩手県上閉伊郡大槌町 |
| 地域地区 | : 第一種低層住居専用地域 |
| 敷地面積 | : 約1.2ha |
| 構造階数 | : 木造長屋 1~2階建 |
| 戸数 | : 70戸 (1DK~4DK) |
| スケジュール | : 平成24年4月 基本協定締結、建設要請受領 平成24年度着工、平成25年8月30日竣工、入居開始 |